

R7.3/24 第1回 西川流域水害対策協議会

⇒協議会の進め方・流域水害対策計画(素案)の協議

※検討状況に応じ、変更
する場合があります。

R7.3～ 修正意見等に係る実務者協議

R7.6/5～7/4 パブリックコメントによる
意見募集

R7.7/9、7/10 住民説明会による
意見聴取 (御坊市、美浜町)

R7.6/30～7/7 学識経験者への意見聴取

法4条第6項 河川管理者等は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

法4条第5項 河川管理者等は、流域水害対策計画を定める場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

R7.7/23 第2回 西川流域水害対策協議会

⇒意見聴取等を踏まえた流域水害対策計画(案)の確認

関係機関への協議

法4条第4項 河川管理者等は、第一項の規定により流域水害対策計画を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

R7夏頃 流域水害対策計画の策定

計画策定後は、流域水害対策計画に基づく取組の具体化や取組の充実に向け、関係機関が協働して水害に強いまちづくりに取り組む